

## ●香川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人山崎泰志との協議が調ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月30日

香川県監査委員 木下典幸  
同 武田宏之  
同 十河直  
同 里石明敏

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
白川 尊大	高松市亀岡町19番8号	令和5年5月30日から 令和6年3月31日まで
森本 洋右	高松市栗林町二丁目3番1-902号ダイアパレス栗林第2	
山崎 陽子	高松市昭和町二丁目5番3-101号J. CREST高松昭和町	
渡辺 大樹	さぬき市志度173番地1	